

八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金施行細則

八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱（令和４年教委要綱第４号）の施行に関し、次のとおり定める。

1 利用施設

八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第１条で規定する活用施設は下記のとおりとする。

八幡浜市文化会館 大ホール及びサブホール

八幡浜市民文化活動センター ホール

2 使用料

企画プロデュース事業に係る各施設の施設及び付属設備、備品等の使用料は免除する。資機材の設営等、準備日にかかる使用料を含む。ただし、準備日は２日間を限度とする。

3 入場料

入場料金は、総経費の概ね０．１％以上の額に設定するものとし、収入の確保に努めること。

4 入場者数の確保

補助事業者は、施設収容人員の概ね７０％以上の入場者数の確保に努めること。

八幡浜市文化会館

大ホール ８１２人

サブホール ２００人

八幡浜市民文化活動センター

ホール ３４２人

附 則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。